

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 6 号

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年茅ヶ崎市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条及び第 1 7 号様式中「3 1 5， 0 0 0 円」を「3 3 0， 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 1 3 条及び第 1 7 号様式の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）第 8 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 1 3 条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0， 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 1 3 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。